

平成23年（ワ）第1291号、平成24年（ワ）第441号、平成25年（ワ）第516号

伊方原発運転差止請求事件

原告 須藤 昭 男 外1001名

被告 四国電力株式会社

原告準備書面（27）

2014年6月 日

（次回期日7月8日）

松山地方裁判所民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士	薦 田 伸 夫
弁護士	東 俊 一
弁護士	高 田 義 之
弁護士	今 川 正 章
弁護士	中 川 創 太
弁護士	中 尾 英 二
弁護士	谷 脇 和 仁
弁護士	山 口 剛 史
弁護士	定 者 吉 人
弁護士	足 立 修 一
弁護士	端 野 真
弁護士	橋 本 貴 司
弁護士	山 本 尚 吾
弁護士	高 丸 雄 介
弁護士	南 拓 人
弁護士	東 翔

## 目 次

第 1	本主張の訴訟上の位置づけ	3
1	避難ないし救援の困難性は原子力発電所の危険性そのものであること	3
2	避難ないし救援の困難性は、被害の拡大につながること	5
3	まとめ	6
第 2	原子力災害対策指針及び地域防災計画について	6
1	指針や防災計画の法律的な枠組み	6
2	指針及び県防災計画の避難についての考え方	7
第 3	福島原発事故での避難実態	10
1	多段階避難	10
2	高線量地域への避難	10
3	避難渋滞	11
4	病院患者、介護老人・障害者等の避難に伴う困難	11
5	崩壊したオフサイトセンター	15
6	まとめ	16
第 4	伊方原発における避難ないし救援の困難性	16
1	伊方原発周辺地域の人口	17
2	伊方原発の周辺住民の避難の困難性	19
3	伊方原発におけるオフサイトセンターの機能不全	26
4	伊方原発における避難弱者の問題	26
5	まとめ	27

第5	住民に対する原発事故に関する正確な情報伝達の欠如及び遅延に起因する生活破壊	27
1	はじめに	27
2	福島原発事故で発生した危険ないし被害について	27
3	上記福島原発で発生した危険ないし被害は伊方原発事故の際にも発生する蓋然性が高いこと	28
第6	長期間の屋内避難指示による生活破壊	29
1	はじめに	29
2	福島原発事故で発生した危険ないし被害について	29
3	上記福島原発で発生した危険ないし被害は伊方原発事故の際にも発生する蓋然性が高いこと	30
第7	まとめ	30

## 記

### 第1 本主張の訴訟上の位置づけ

#### 1 避難ないし救援の困難性は原子力発電所の危険性そのものであること

##### (1) 「多重防護」という指導理念

多重防護の概念は、安全対策を様々な観点から多角的に行うことによってはじめて安全性が確保されるというものである。

IAEA安全基準「原子力発電所の安全：設計」NS-R-1においては、防護レベルを5層に分け、最後の第5層において、発電所内外での緊急時対応計画つまり防災対策の整備を要求している。

また、長年日本原子力研究所の職員として主として安全解析の仕事を担当し、その後原子力安全委員会の委員も務めた佐藤一男氏は、その著書『改訂原子力安全の論理』（日刊工業新聞社・2006年）の中で、軽水炉の「多重防護」について、7つの層をあげ、最後の第7層に防災対策をあげている。

##### (2) 防災対策と原発の安全性

多重防護の考え方において、防災対策は、多重にある防護層のうちの最後の層に位置づけられている。それ以前の層は、基本的に施設側の安全対策に関するものであり、本来これらの層の対策が万全になさされていなければならない。しかし、これらの対策を講じてもお防ぐことができない万が一の危険が生じることは否定できず、その場合に備えて、最終手段として、防災対策によって放射線被曝からの現実的危険を緩和することがどうしても必要となるのである。つまり、防災対策は、多重防護の最後の砦と位置付けられている。

それ故、多重防護において最後の砦として重要な要素をなす防災対策の不備は、周辺住民ひいては国民の生命・身体の安全に直結するものであり、原発の安全性の欠如、すなわち危険性そのものと言わざるをえない。

そして、いったん原子力発電所において事故が発生した場合における周辺

住民の避難ないし救援は、防災対策の要ともいうべきであるが、後述のとおり、伊方原発においていったん原子力発電所の事故が発生した場合、その避難ないし救援には多くの困難が発生する蓋然性が高く、その困難に起因して原告らを含む付近住民が高線量の放射線を長時間に渡り浴び続ける事態が生じうるのである。

したがって、伊方原発周辺住民の避難ないし救援の困難性は、伊方原発の危険性そのものに他ならない。

## 2 避難ないし救援の困難性は、被害の拡大につながること

### (1) 健康被害の拡大

後述するとおり、福島第一原子力発電所事故（以下「福島原発事故」という。）においては、①複数回の避難、②高線量地域への避難、③避難渋滞、④病院患者、介護老人・障害者等の避難困難、⑤オフサイトセンターの崩壊などの事態が発生した。これらは、後述するように、伊方原発において事故が発生した場合にも発生する蓋然性が高く、原発事故より発生する放射能拡散による健康被害をさらに拡大させる要因である。

### (2) 生活破壊という人格権侵害

さらに、福島原発事故においては、⑥正確な情報を知らされることのないままの「着の身着のまま」の避難、⑦長期屋内退避指示による住民の生活基盤の崩壊という事態も発生した。人格権とは、生命・健康を人間が本来有する状態で維持しうる権利と理解できるところ、後述のとおり、上記⑥及び⑦のごとき原発事故に伴う生活破壊は重大であって、人格権侵害に当たるとは明白である。そして、これら生活破壊は、伊方原発事故の際にも生じる蓋然性が高いのである。

### (3) 上記(1)及び(2)は因果関係の範囲内の被害であること

差止訴訟において、差止の可否は「侵害行為の態様と侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為のもつ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、

その間にとられた被害の防止に関する措置の有無及びその内容，効果等の事情をも考慮し，これらを総合的に考察してこれを決すべき」であるところ（最大判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁），上記(1)健康被害の拡大及び(2)生活破壊という人格権侵害は，「侵害の程度，被侵害利益の性質と内容」を構成する事実である。

そして，避難ないし救援の困難により生ずる被害は，放射能の放出・拡散を不可避的に伴う原発事故の重大な危険性に起因するものであることは言うに及ばず，伊方原発を設置した被告の行為に起因するものであって，原発事故が発生した場合の因果関係の範囲内の被害であるというべきである。

### 3 まとめ

以上述べたとおり，原告が本準備書面でなす主張は，伊方原発の危険性を補充するものであると同時に，被害の重大さを補充するものである。

## 第2 原子力災害対策指針及び地域防災計画について（甲第135号証「原発避難計画の検証」 30頁ないし46頁）

ここでは，住民避難及び救援の困難性を立証する前提として，国や地方公共団体などの避難に対する考え方に触れ，その後，第3以降でそのような国や地方公共団体の定めた避難計画すら実現不可能であることを述べていくこととする。

原子力災害対策指針（甲第136号証，以下「指針」）及び愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）（甲第137号証，以下「県防災計画」）は，以下で述べるように，原発施設30キロ圏内の住民が数時間以内に避難することを求めている。

### 1 指針や県防災計画の法律的な枠組み

「災害対策基本法」及び「原子力災害対策特別措置法（以下，「原災法」）」に基づき，都道府県は都道府県防災会議を設置し，「都道府県地域防災計画（原子力災害対策編）」を策定する（原災法5条，災害対策基本法第4条

第1項)。また、市町村は、都道府県の計画と整合的な形で「市町村地域防災計画（原子力災害対策編）」を策定する（原災法5条、災害対策基本法第5条1項）。また、原子力事業者は、原災法に基づき、各々のサイトの地域防災計画と整合的な内容で「原子力事業者防災業務計画」を作成しなければならない（原災法7条）。

原子力規制委員会は、都道府県・市町村の「地域防災計画（原子力災害対策編）」を策定するにあたり、原災法に基づき、「原子力災害対策指針」を定めなければならない（原災法6条の2第1項）。

指針によると、指針の目的・趣旨は「国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとする」と（甲第136号証 1頁）となっている。「放射線の影響を最小限にする」とは、要するに「被ばくを最小限にする」という意味である。

伊方原発が立地する愛媛県においては、指針等を参照して、県防災計画が策定されている。

## 2 指針及び県防災計画の避難についての考え方

### (1) 「避難範囲30km」の考え方

指針及び県防災計画（以下、「指針等」）において、「原子力災害対策重点区域」が設定され、福島原発事故の教訓から、原発事故の避難範囲は30キロ圏に拡大されている。指針等においては、概要以下のような規定がなされている（甲第136号証 36頁ないし38頁，甲第137号証 3頁ないし7頁）。

#### ① 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、EAL（緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的

事象の発生等の原子力施設の状態等に基づく緊急時活動レベル（Emergency Action Level）。）に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。PAZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること（5kmを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5km」を目安とする。

② 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）

UPZとは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、EAL、OIL（防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（Operational Intervention Level）。）に基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。UPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30km」を目安とする。

③ プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA:Plume Protection Planning Area）の検討

UPZ外においても、プルーム（大気汚染塊）通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、UPZの目安である30kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。

プルーム通過時の防護措置としては、放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。また、プルームについては、空間放射線量率の測定だけでは通過時しか把握できず、その到達以前に防護措置を講じ

ることは困難である。このため、放射性物質が放出される前に原子力施設の状況に応じて、UPZ外においても防護措置の実施の準備が必要となる場合がある。

以上を踏まえて、PPAの具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、今後、原子力規制委員会において、国際的議論の経過を踏まえつつ今後の検討とされている。

## (2) 数時間以内の避難

指針では、UPZは全面緊急事態ではまず屋内退避が選択されることとなるが、「プラントの状況変化に応じて段階的に避難を実施する」（甲第136号証 12頁）との記述もあり、その場合には段階的とはいえ、数時間以内の退避が求められる場合がある。また、OIL1（地上1mの空間放射線量率が500マイクロシーベルト/時）を超えた場合は、数時間以内の避難が求められる（図1参照）。

また、県防災計画においても同様の規定となっており（甲第137号証 6頁）、伊方原発30キロ圏内の住民は、数時間以内に避難することを求められている。これは、前記第1項で述べた指針の趣旨・目的からすれば、数時間以内に避難できなければ、最小限の被ばくでは済まない事態となることを意味する。

しかしながら、後述するとおり、伊方原発30キロ圏内の住民が数時間内に避難することは不可能である。

なお、ここでは深く述べないが、規制委員会のシュミレーションを基にした「UPZ 30km」に対しては、そもそもその基準とする想定が甘く（甲第135号証 57頁ないし60頁）、到底容認できるものではないが、後述のとおり、そのような甘い基準による避難であっても実行不可能な事態となることを以後論証する。

図1 出典：「原子力災害対策指針」（甲第136号証 12頁）

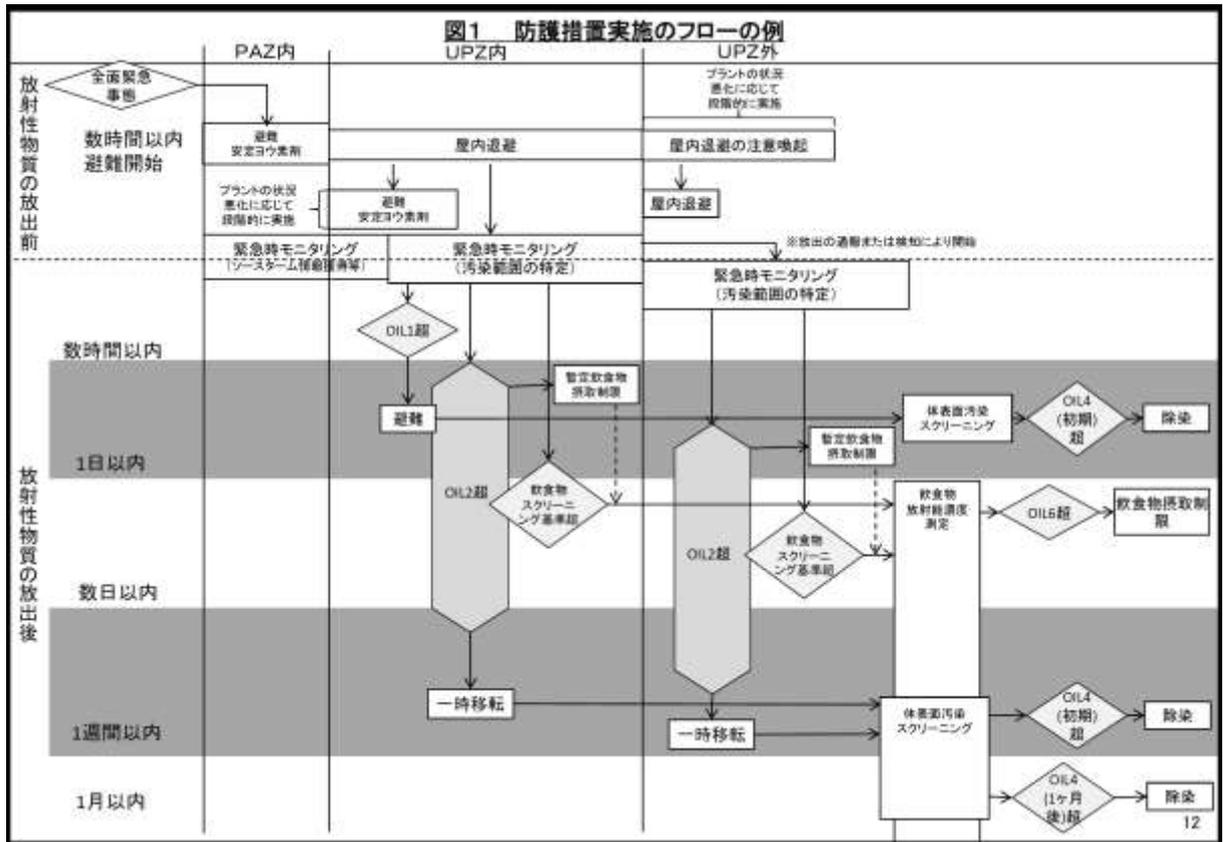
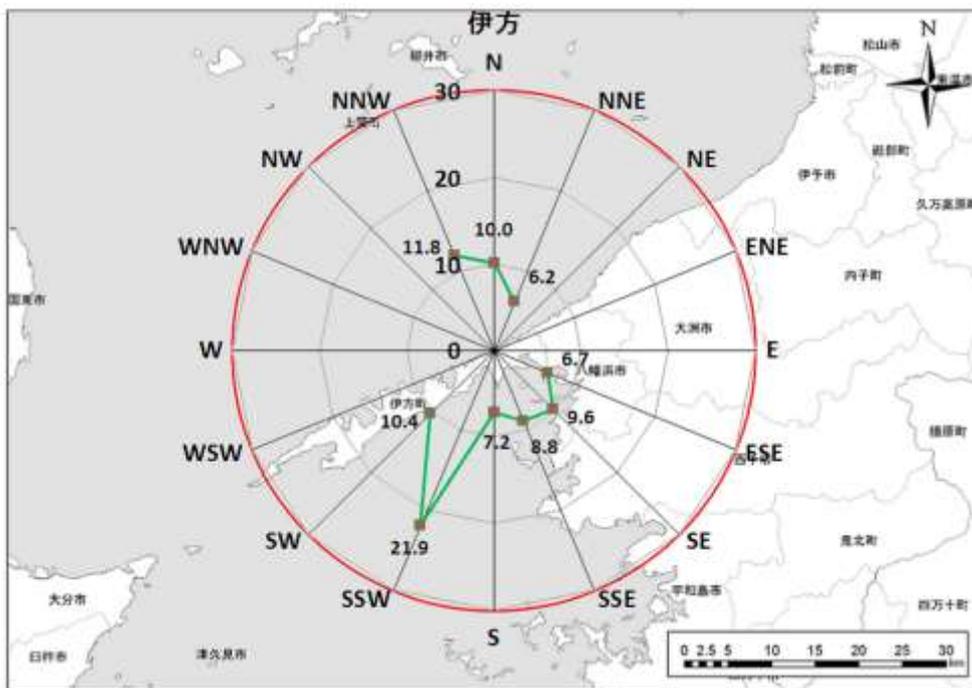


図2 出典：原子力規制庁「拡散シミュレーションの試算結果（総点検版）」（平成24年12月）





内の原発から20キロメートル圏外の津島地区への避難を決定し、双葉町も、同日福島県からの指示により川俣町への避難を決定した。また、南相馬市では、同年3月15日以降に、自主避難者が飯舘村、川俣町方面に避難した。しかし、これらの避難先はいずれも後に高い線量が確認されたことから、その後計画的避難区域に指定されたものである。

上記のように、後に警戒区域、計画的避難区域に指定された地域に避難した住民の割合は、浪江町では約50パーセントをはじめ、双葉町では約30パーセント、富岡町では約25パーセントに上っている。その他の市町村でも、避難した住民の10～15パーセント程度が、結果的に後に避難区域に指定される線量の高い地域に避難したことが明らかとなっている。

### 3 避難渋滞（甲第135号証 14頁ないし29頁）

福島第一原発から約7kmの富岡町では、隣接の川内村（福島第一原発から約22km）へ避難するように町役場から指示をされたが、その際、「一時集合場所に行くまで2時間かかるというほど町内の道路が渋滞した」「通常30分程度で行ける距離を3時間以上かけて避難した」「通常であれば20分ほどの道を5時間かかって、ようやく川内村役場の近くまで来た」という報告がなされている。また、双葉町で「普段なら1時間ほどの距離を6時間以上」、大熊町で「普段なら30分ほどの距離を5時間位」などの報告もされている。

このように、福島原発事故では、避難渋滞が発生した。

### 4 病院患者、介護老人・障害者等の避難に伴う困難

(1) 原発事故による避難の困難性は深刻であるが、これは、避難弱者である病人・老人・障害者にとっては、より過酷な事態ないし被害の拡大を招くものである。

(2) 避難弱者に多数の犠牲者が生じるという過酷な状況が発生したこと

福島第一原発の20キロメートル圏内の病院や介護老人保健施設などでは、避難手段や避難先の確保に時間がかかったこともあり、平成23年3月末までに少なくとも60人が死亡している。なお、死亡者の半数以上が65

歳以上の高齢者となっている。

具体的には、福島第1原発から20キロメートル圏内には、大熊町、双葉町、浪江町、南相馬市の5市町村に7つの病院が存在し、事故当時、これら7つの病院には約850人の患者が入院しており、そのうち約400人が人工透析や痰の吸引を定期的に必要とするなどの重篤な症状を持つ、またはいわゆる寝たきりの状態にある患者（以下併せて「重篤患者」という。）であった。

原子力災害という未曾有の災害において、これら病院の入院患者は近隣の住民や自治体から取り残され、それぞれの病院が独力で避難手段や受け入れ先の確保を行わなくてはならない事態に陥ったのである。

### (3) 過酷な状況に陥った要因

#### ア 看護師等の医療スタッフの避難により医療関係者が不足したこと

事故直後、断続的な水素爆発により、放射線の影響をおそれた看護師など医療関係者が早期に病院を離脱した。このため、避難区域に残された入院患者に対し、看護師などの病院職員の人数が不足し、ライフラインや医療物資がない中で、十分な治療や看護ができなかった。

例えば、双葉病院では、平成23年3月12日から15日にかけて第1陣から第3陣に別れ避難したが、歩行可能な軽症の入院患者を移送する第1陣の避難（12日）の際に、院長1名を残して院内にいた看護師や医師ら全員が同行し、病院には129名の重篤患者が残されるという事態に陥った。避難完了までの3日間、近隣の介護老人保健施設の職員、病院に戻ってきた医師により、治療が行われたが、医療関係者の数は多いときで6人とどまり、生活物資・医療物資の不足もあって、15日の避難完了までに4名が院内で死亡するに至っている。

#### イ 避難区域が広範囲に及び、周辺住民も避難手段を必要としたため、交通インフラが逼迫し、活用できる避難手段が限定されたこと

福島原発事故においては、多数の住民に対して避難指示が発令されたた

め、交通インフラが逼迫し、医療機関が活用できる避難手段は極めて限定されることになった。

特に、重篤患者の移送は困難を極め、身体麻痺があったり、点滴が常時必要な患者の移送は、20人乗りのバスを使用しても5～6人しか乗せることができない上、身体に対する負担も大きく、バスでの移動を断念した病院すらあったほどである。

ウ 避難区域が広範囲に及んだため、患者が長距離、長時間の避難を強いられたこと

福島原発事故においては、住民の避難もさることながら、患者の移動は長距離、長時間に及んでいる。

例えば、双葉病院においては、約230キロメートル以上の長距離かつ10時間という長時間の移動で、患者が体力を失い、死亡者が出るに至っている。これは、避難先となる病院を探したものの見つかることができないまま移動したことによるものである。

エ 放射線による被害を避けるために、短期間で避難先を確保することが求められ、十分な医療設備のない場所に一時避難してしまった病院があったこと

避難区域内の病院は、放射性物質による被ばくを極小化させるために、移送先の医療機関を決める余裕もなく、避難しなくてはならなかった。そのため、医療設備のない体育館などへ一次避難せざるを得ない病院が発生した他、さらに、一時避難先からの再移送先となる医療機関を病院職員が独自に探さなくてはならない事態に陥った。避難を待つ間、体育館で待機していた重篤患者に、発熱、低酸素血症など、明らかな様態の悪化がみられた。

(4) 障害がある人達の避難の困難性（甲第138号証「プロメテウスの罫」 12～32頁）

福島原発事故の際、障害がある人達は以下のような状況に陥った。

視覚障害者の場合、耳からの情報だけが頼りであり、目が不自由な状態での避難は困難を極め、車の運転ができないため避難したくても避難できなかった。また、自宅と造りが違う避難所での暮らしに対し不安を抱き、避難を控える人もいた。

聴覚障害者の場合、避難を知らせる広報車の音声聞こえない、防災無線にも気づかない、停電の暗闇で手話も見えないなどの状況に置かれ、家に留まることしかできない人も実際にいた。

精神・知的障害や発達障害がある人は、生活環境が変わると安定を失いやすく、不安から、壁に頭を打ちついたり奇声を上げたりして、周囲が驚くこともあり、福島原発事故の際、実際、そのようなことが、南相馬市民の避難所でも起きていた。そのため、障害者やその家族は避難先で周囲に迷惑をかけることを危惧し、避難を諦める場合もあった。

- (5) このように、福島原発事故では、避難弱者である病人・老人・障害者に対しより過酷な事態を招き、実際に避難できずにとり残された人や犠牲者まで出すような事態となっている。

## 5 崩壊したオフサイトセンター（甲第135号証 48～50頁）

東海村JOC臨界事故に際し、地元の東海村では国からも県からも情報がなく、村長の独自判断で対応せざるを得なかった。この教訓から前述の原災法が制定され、その中に「原子力災害合同対策協議会」を組織し、それを「緊急事態応急対策等拠点施設」の中に設置することとされている（同法23条）。これがオフサイトセンターである。オフサイトセンターは、本来の構想ではERSS（緊急時対策支援システム）やSPEEDIの結果を利用しながら関係各方面と連絡・調整を行ない、住民の避難等を円滑に推進する拠点となるはずであった。しかし、以下で述べるように福島原発事故の際、オフサイトセンターは機能しなかった。

福島第一原発に対応するオフサイトセンター（以下、「福島センター」）の活動記録によれば、設備自体は津波の被害がなかったにもかかわらず、非常用

発電機がいったん起動しながら故障して使えなくなったほか、複数用意されていたはずの通信手段が次々に使えなくなり一時は音声（衛星）電話のみになるなどSPEEDIの結果どころか最低限の情報収集さえ滞る状況が発生していた。

合同対策協議会には関係者が参集して、緊密な情報交換と業務調整を行わなければならないが、この参集の段階で既に問題があった。福島センターでは、3月11日夜から翌12日に自衛隊、日本原子力研究開発機構、放射線医学総合研究所等の職員、福島県知事、東電副社長などが参集した。しかし、厚生労働省その他多くの関係省庁は必要なスタッフを派遣できなかった。また、国・道府県レベルでの情報はいわば「机上の検討」であるのに対して、それを住民の具体的な行動に移すための指示や対応は市町村の職員が担っているところ、周辺の6町の中では大熊町の職員しか参集できなかった。

また、福島センターは、福島第一原発から5kmの距離にあったので、3月15日になると避難区域拡大に伴って物流の途絶により水や食料も枯渇した。そのため、周辺の市町村には、まだ多数の住民が残留している段階で、福島センター自体が福島県庁に退避するという失態を演ずることとなった。

結局、福島センターが機能しなくなり、市町村では個別の情報によるしかなく、住民に多大な混乱をもたらした。

## 6 まとめ

福島原発事故では、以上のような、複数回の避難、高線量地域への避難、避難渋滞、病院患者、介護老人・障害者等の避難に伴う困難、オフサイトセンターの崩壊などの事態が発生した。これらは、後述するように、伊方原発において原発事故が発生した場合にも発生する蓋然性が高い。

## 第4 伊方原発における避難ないし救援の困難性

ここでは、第3で述べたような、福島原発事故において実際に発生した避難ないし救援の困難は、伊方原発にて事故が発生した場合においても発生する蓋

然性が高く、伊方原発周辺住民が数時間以内に避難することは不可能であることについて述べる。

#### 1 伊方原発周辺地域の人口

愛媛県のPAZ及びUPZは以下の図4ないし図6のとおりである。

前述のとおり、指針及び県防災計画は、伊方原発30キロ圏内の住民は、数時間以内に避難することを求めている。

当該範囲内に属する自治体は、伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町に及ぶ（図4参照）。また、同範囲内の人口は、13万5019人（図6参照。なお、愛媛県広域避難計画（甲第139号証、以下「県避難計画」）では12万8623人となっている（同10頁）。）に上るところ、福島第一原発の30キロメートル圏内の人口は14万1695人（ただし、2005年現在）であり、両者の30キロメートル圏内の人口はほぼ同程度である。これは、伊方原発で事故が発生した場合、福島原発事故の際と同程度の住民が避難のために移動することが予想されることを意味する。

図4 出典：「愛媛県地域防災計画」（甲第137号証 3頁）

#### 原子力災害対策重点区域

区 分	範 囲	対象市町
PAZ (Precautionary Action Zone) [ 予防的防護措置を準備する区域 ]	原子力施設を中心として 概ね半径5kmの地域	伊方町
UPZ (Urgent Protective Action Planning Zone) [ 緊急時防護措置を準備する区域 ]	原子力施設を中心として 概ね半径3.0kmの地域から、 PAZを除いた地域	伊方町 八幡浜市 大洲市 西予市 宇和島市 伊予市 内子町

図5 出典：「愛媛県地域防災計画」（甲第137号証 3頁）

周辺地域の地図

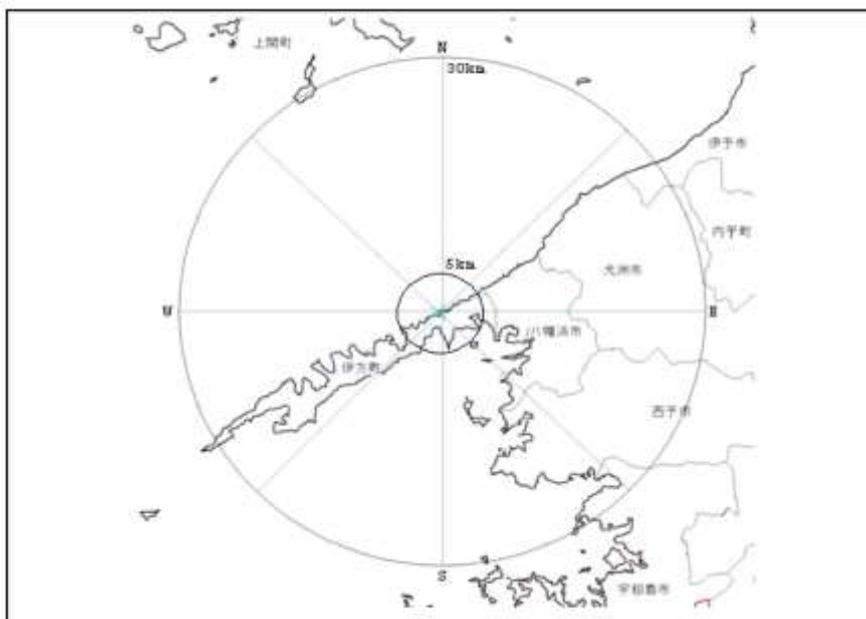


図6 出典：原子力規制委員会「原子力発電所周辺地域の人口データ」

都道府県	市町村名	～5km	5～10km	10～20km	20～30km	30～50km	総計
愛媛県	伊方町	5,192	1,990	2,188	2,650	75	12,095
	八幡浜市		10,143	31,121			41,264
	大洲市			5,646	40,223	4,941	50,810
	西予市			11,033	19,951	13,942	44,926
	内子町					19,120	19,120
	伊予市				484	34,010	34,494
	宇和島市				4,398	83,761	88,159
	松山市						0
	松前町					13,231	13,231
	砥部町					986	986
高知県	松野町					3,728	3,728
	鬼北町					11,938	11,938
	菱南町					185	185
	四万十市						0
	橋原町					60	60
山口県	上関町					3,706	3,706
	元市					63	63
	柳井市					1,853	1,853
	周防大島町					12,204	12,204
	田布施町						0
大分県	平生町					1,998	1,998
	大分市					4,160	4,160
	津久見市					70	70
①距離別合計		5,192	12,133	49,998	67,706	210,031	345,050
②距離別累計			17,325	67,313	135,019	345,050	

## 2 伊方原発の周辺住民の避難の困難性

### (1) 伊方原発以西について

伊方原発は、佐多岬半島の付け根付近に立地しており、半島は1 km前後の幅しかないため、緊急事態には半島西部の住民は陸路の交通を遮断され避難路が失われる。県避難計画にもあるように、伊方原発以西の住民は、国道197号を使用して移動し、最終的には航路によって移動しなければならない（図8参照）。

しかしながら、伊方原発以西のUPZの住民は約5200人おり、三崎・佐賀関間の通常の定期便だけで大分県に避難するとなると全員を送り込むのに16時間半かかるとされている（甲第139号証 161頁）。さらに、津波などの複合災害時には、震災瓦礫などが海に流出し、避難はさらに困難となり、16時間半以上に時間を要する可能性が高い。

また、佐多岬半島は日本有数の地すべり地帯であり、地震にともなう大規模な地すべりにより、佐多岬半島を東西に縦走する国道197号が遮断され、西への避難も東への避難も困難という状況に陥る可能性もある。実際、国道197号上の名取トンネル（昭和53年開通。図7参照。）は、開通後に大雨などにより3回（昭和58年、平成元年、平成2年）の地滑り災害を起こし、さらに、その対策が完了した後の平成13年頃から再び地すべり変状が現れ始め、結局、平成17年にトンネルが全面通行止めとなり、最終的に

図7 名取トンネル



は閉塞されてしまっている（甲第140号証「国道197号名取トンネル地すべり災害復旧事例」）。原発事故が引き起こされるような場合、地震や津波などの複合災害が生じている可能性が高く、その場合には地すべりなどが発生する可能性も高く、国道197号が遮断される可能性が高い。県避難計画では「佐多岬半島西側UPZ圏内の住民全てが三崎港に到達する時間は2時間」として想定しているが（甲第139号証 162頁）、上記のような複合災害により国道197号が遮断された場合には2時間内で三崎港まで移動することは不可能となる。

県避難計画では、避難時間をシュミレーションするにあたって、船舶の輸送力について応援船（定期便に加え、協定に基づく民間応援船や海上自衛隊、海上保安庁の船舶等）があることを前提に、輸送力が2倍、4倍となるケースを想定している（甲第139号証 161頁及び162頁）。しかしながら、複合災害により、津波によって港湾施設や船舶に被害が生じている事態や、余震などによって津波がさらに予想される事態、応援船として想定されている船が何らかの事情で近くにいない事態（例えば、演習や定期航行等）、夜間の場合、強風などの悪天候により時化の状態にある場合などには応援輸送力には期待できないどころか、通常の輸送力すら期待できない可能性が高い。

また、図8のイラストにはヘリコプターの写真もあるが、ヘリコプターはどこでも離着陸できるわけではなく、どこを離着陸場とするか、その場所までいかに集合するかの問題が生じる。また、その輸送力は限定的であり、一回当たりの輸送人員はわずかである。さらに、大規模災害時にはヘリコプターを原発避難者輸送のみに占有することはできない。このように、ヘリコプターは多数の住民の避難者手段としては期待できない（甲第135号証 95頁及び96頁）。

以上からすれば、伊方原発以西の住民について、数時間以内に避難することが不可能であることは明白である。

図8 出典：「愛媛県広域避難計画＜参考資料－4＞避難ルート及び避難推奨ルートに関する資料」（甲第139号証 76頁及び77頁）

図8－1



図8－2



(2) 伊方原発以東について

県防災計画に基づき、県及び各市町の枠組みを越えた住民避難等の応急対策が迅速に実施できるよう、県民の安全・安心を確保するため策定された県避難計画では、避難手段について、「住民の自家用車及び船舶のほか、県等が手配したバスや船舶、鉄道等の公共手段、又は防災関係機関の車両や船舶、ヘリコプター等により避難するものとする」（甲第139号証 27頁）、「あらゆる手段」（甲第139号証 76頁ないし83頁）と記載されている。しかし、事実上は、自家用車が主である。

陸側の八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町については、平野部が乏しく、避難区域から陸路で圏外に脱出する経路はいくつかの国道などに限られる。宇和島市のUPZが同市南部へ避難する他は、大部分の市町は松山市方面へ向かって東へ移動することになるが、避難ルートは限定され、国道197号、国道378号、国道56号、国道33号と、一部の主要地方道（県道）及び松山自動車道に集約される。国道も大部分は2車線（上下1車線）である（図10参照）。しかも、国道378号は海沿いであり、津波などの際には通行止めとなる可能性がある。その場合、PAZ圏内の住民は国道197号を使用することになり、八幡浜市及び大洲市の交差点や国道197号で長期の渋滞が発生することは避けがたい。

県避難計画においても、避難先を指定したケースで、UPZ圏内住民に目的地に一斉避難

表2-2 避難先を指定したケース

番号	シナリオ名称	避難時間推計(ETE) 単位:時間	
		PAZ→UPZ外	UPZ→UPZ外
6	UPZ避難・放射状・一斉避難	9:00	6:30
7	UPZ避難(目的地へ・一斉避難)	18:00	14:30

図9 出典：県避難計画（甲第139号証 162頁）

難指示が出た場合には、最大で18時間要するとの計算になっている（甲第139号証 162頁、図9参照）。

この点、県避難計画では、「避難ルートの指定」や「2段階で避難指示」、 「（自家用車の）乗り合わせ増（2.5人→3人/台）」、「警察官の手旗誘導」により、6時間15分まで避難時間の短縮が可能との想定を行っている

(甲第139号証 162頁ないし167頁)。

しかしながら、そもそも上記想定は、季節・標準、平日、時間帯・日中、天候・標準との想定の下行われたものである。季節・天候について、降雪時や大雨、暴風時の場合には、積雪、凍結、大雨による視界不良、土砂災害、倒木による道路封鎖などの様々な要因により、想定よりも大幅な時間を要する可能性が高い。また、土日祭日の場合や祭りなどが開催されている場合には、想定以上の人口や車両避難台数が生じる可能性がある。また、時間帯についても、昼の場合には、夫は職場、妻は買い物、子供は学校、高齢者はデイサービスというように家族が各々分散している可能性が高く、乗り合わせが困難となる事態となる。また、深夜時間帯の場合には、停電に伴い視界が不良となり、避難準備自体にも困難が生じ一時集結所への移動に困難が生じたり、手旗誘導も困難となりかねない(そもそも手旗誘導のような屋外で長期に放射能を晒されるような状態に置く業務命令が安全配慮義務との関係で可能であるか大きな疑問がある。)。その他にも、燃料切れ(突然の避難指示で給油の余裕もない。ガソリンスタンドは停電すると機器が動作しないので複合災害時にはガソリンスタンドが稼働しない可能性が高い。稼働してもガソリンスタンドのガソリンが不足する事態も想定される。(甲第135号証 99頁ないし101頁))や事故、故障などにより立ち往生し、道路を封鎖又は狭める事態が生じる可能性が高い。さらに、地震によって火災が発生していることも考えうる。また、想定は、住民が居住地から避難先に向かって一方向に移動することが想定されていると思われるが、家族の呼び集めや、緊急車両、原発事故をはじめ各種の事故収束の人員、資材の交通との錯綜などの考慮にも欠けている。以上のような事態も当然に起こりうるものであり、県避難計画は楽観的な想定にすぎない。

また、県避難計画によっても、津波等による複合災害により国道378号が使用できない場合には避難時間に8時間以上がかかるとの想定である(甲第139号証 170頁)。

県避難計画が想定する「避難ルートの指定」や「自家用車の乗り合わせ」

が、混乱した現場で、上記のような複合的な要因がある中で、どれだけ徹底できるのか大きな疑問があり、またこれを担保すべき方策もない。

「2段階で避難指示」についても、原発事故によって緊急事態の場合には、UPZ内もPAZと同時に避難する必要がある、想定外の事態が発生する可能性も高い。5キロ圏内の住民が自動車やタクシー、バスを連ねて一斉に脱出してくるのを目撃した時、「原発により近い人を先に逃がすためだから被ばくしても仕方ない」として冷静に家に留まっていられるかは大きな疑問が残る。また、福島では結果として屋内退避と段階的避難が実施されたに近い状態であったが、各地で激しい避難渋滞が生じたことからすれば、屋内退避と段階的避難を併用したとしても渋滞が避けられるとは言い難い。また、福島原発事故では警察・自衛隊・電力会社関係者による私的情報が流布されたが、そのような状況が伊方原発事故の際に発生すれば、パニック的な一斉移動を誘発しかねない。このように、段階的避難が機能するかも大きな疑問が残る。

避難指示についても、電源喪失や配線の寸断などにより困難となるうえ、放射能による影響がある中、上記のような各状況において避難指示に必要な人員等の確保も困難となる可能性も高く、迅速かつ確実に全ての住民に周知徹底することは困難と言わざるを得ない。また、「一斉」避難とあるが、情報の伝達時間の差があるので現実的ではない。

自家用車等によって移動が困難な場合には、「一時集結所からバス等により避難するものとする」（甲第139号証 29頁）とされている。しかし、福島原発事故の際には、富岡町では「一時集合場所に行くまで2時間」、浪江町では「津島支所（町内の避難場所）まで3～4時間」という記録があり、全面緊急事態に際して「数時間」とされる目安に対して、集合場所など町内だけで既にその大半を空費する恐れがある（甲第135号証 94頁）。

以上からすれば、伊方原発以東についても、数時間以内の避難が困難であることは明白である。

図10 出典：「愛媛県広域避難計画＜参考資料－4＞避難ルート及び避難推奨ルートに関する資料」（甲第139号証 P78～79）

図10－1



図10－2



### 3 伊方原発におけるオフサイトセンターの機能不全

オフサイトセンターは、原発から5kmの位置にあり、代替センターは八幡浜市にあるがUPZ内にある。

福島センターは、福島第一原発から5kmの距離にあつて、避難区域拡大に伴つて物流の途絶により水や食料も枯渇して、福島県庁に退避したという経緯からすれば、UPZ内の代替センターでも同様の事態に起きることが予想され、伊方原発で事故が起きた場合には、福島センター同様に機能が停止し、住民に多大な混乱を引き起こす蓋然性が高い。

### 4 伊方原発における避難弱者の問題

上記第3第4項で述べたような福島原発事故の際に多くの入院患者に犠牲が出たことや避難困難であったことなどに鑑みると、入院患者、老人、障害者を受け入れている病院・施設の避難計画は、十分な実効性が確保されていなければならない。

しかし、原発事故時の対策として、国は、地域防災計画の策定で原発から30キロメートル圏内も病院や社会福祉施設の避難計画の策定を求めているが、伊方原発のUPZ内には14の病院と282の社会福祉施設があるところ、朝日新聞の調査によれば、そのうち、避難計画を策定している施設は、病院が2施設、社会福祉施設が37施設であり、約13%にしか満たない（甲第141号証 2014年6月18日付け朝日新聞）。

このように、伊方原発周辺医療機関等の原子力災害に対する備えは極めて脆弱であると言わざるを得ない。避難弱者である病人、老人、障害者にとっての避難の困難性は、長時間に渡つて高線量の放射能を浴び続けるという危険ないし被害にとどまらず、適切な医療・介護等を受けることができないという意味でも危険であり、かつ被害の拡大につながるものである。

さらに、これらの問題は、病院等の施設に入っている患者、障害者等に限った話であり、自宅にて療養する患者、障害者、独居老人（以下併せて「自宅療養者等」という。）については対策が取られておらず、その避難については全

くの自助努力に委ねられているに等しい。

これら自宅療養者等の中には、避難手段を持たないが故に避難そのものを諦める者が多数発生することが予想され、当然、それら避難を回避した自宅療養者等は、高線量の放射線を浴び続けることとなる。

## 5 まとめ

以上に鑑みると、伊方原発にて事故が発生した場合、福島原発事故と同様の事態が発生する蓋然性が高く、伊方原発30キロ圏内の住民が数時間以内に避難することは不可能であり、長時間に渡って高線量の放射線を浴び続ける蓋然性が高いものと言わざるを得ない。

## 第5 住民に対する原発事故に関する正確な情報伝達の欠如及び遅延に起因する生活破壊

### 1 はじめに

実際に事故が発生した場合において、周辺住民が速やかに避難を実施するためには、正確な事故情報が周辺住民に速やかに提供される必要がある。しかし、その正確な事故情報が速やかに提供されない場合、以下に述べるとおり、周辺住民の着の身着のままの避難という事態を引き起こし、住民の生活破壊につながるものである。

### 2 福島原発事故で発生した危険ないし被害について（甲第10号証 337～344頁）

(1) 福島原発事故においては、多くの住民にとって原発事故の情報源はテレビなどのメディアであった。自治体や警察経由で事故情報を知った住民の割合は、原発立地地域である双葉町、楡葉町においても約40パーセントにとどまり、立地周辺自治体である南相馬市、川俣町、飯舘村ではわずかに10パーセント台にとどまっている。南相馬市、川俣村、飯舘村に加え、川内村、葛尾村では、半数以上の住民がテレビなどのメディアによって事故発生を知ったという実態がある。

(2) その結果、多くの住民が、事故情報のないまま、原発事故とは思わずに「着の身着のまま」で避難する事態となった。原発事故に伴う避難であるという意識のないまま、すなわち避難が長期間に及ぶという意識のないまま、長期避難の準備をしないままに多くの住民が避難を開始し、そのまま長期間の避難を強いられる結果となったのである。

特に、高齢者、障害者の中には、医療関係の書類等を持たずに避難した者が多く、避難先で適切な治療・介護を受けられない事態が発生した。

3 上記福島原発で発生した危険ないし被害は伊方原発事故の際にも発生する蓋然性が高いこと

福島原発事故において、上記2項において述べたとおりの事態が発生した原因は、政府から各自治体への緊急時の連絡体制がほとんど機能していなかったことによる。

そもそも、原子力発電所において事故が発生した場合、政府ですら原子力発電所の状況を正確に把握することは困難であって、暫定的であっても将来の予測として原子炉がどのような事態になると予測されるのか、何日間程度の避難になるのか、避難に関してどのような準備が必要かといった点について、愛媛県及び周辺自治体が正確に情報を把握することは不可能である。

また、福島原発の際に福島センターに参集した市町村職員が、周辺の6町の中で大熊町だけであったように、原発事故及び津波や地震等の複合災害時に、避難渋滞などの影響などある中で、住民が具体的な行動に移るための指示や対応を担う市町村の職員が十分に参集することは不可能であって、収集した情報を伝達することもできない。

以上のとおり、福島原発事故で発生した、住民に対する原発事故に関する正確な情報伝達の欠如及び遅延は、伊方原発にて事故が発生した場合においても起こる蓋然性が高く、周辺住民の生活破壊につながるものである。

## 第6 長期間の屋内避難指示による生活破壊

### 1 はじめに

県防災計画及び県避難計画において、「屋内退避は、放射性物質の吸入抑制やガンマ線及び中性子線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。重点市町等災害対策本部長は、避難の指示等が行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるがその実施が困難な場合には、国及び県の指示を受けて、関係機関の協力のもと、防護対策区域内の屋外にいる住民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。なお、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。」としている（甲第137号証 99頁）。

これは、避難の困難性を緩和するために、屋内退避を活用し、渋滞の発生などを回避することを意図しているものと思われる。

しかし、以下に述べるとおり、放射能の拡散の範囲、収束時期が予測しにくい原子力発電所事故においては、屋内退避指示の長期化を招きやすく、これに伴う様々な弊害により、周辺住民の生活破壊を招くおそれがある。

### 2 福島原発事故で発生した危険ないし被害について（甲第10号証 346頁ないし350頁参照。）

(1) 福島原発事故においては、事故から4日後の平成23年3月15日に福島第一原発から20キロメートル～30キロメートル圏内に対する屋内退避指示が出されて以降、同年3月25日に自主避難要請が出されるまで、自主的に避難した人以外の住民は、10日間に渡って屋内に退避し続けることとなった。3月25日以降も自主避難をしなかった住民は、1か月以上に渡り屋内にとどまったことになる。

(2) このうち、特に南相馬市、いわき市、田村市、飯舘村の対象地域では、屋内退避の長期化によって物流や商業が停滞し、住民の生活基盤が崩壊するという問題が生じた。

すなわち、屋内退避指示が出された地域においては、食糧などの生活必需物資が不足したのみならず、別地域に移動しようにもガソリンすらなく、避難した住民よりもさらに過酷な状況に追い込まれた住民すら存在する。

3 上記福島原発で発生した危険ないし被害は伊方原発事故の際にも発生する蓋然性が高いこと

県防災計画においては、屋内退避が長期化した場合における対象住民の状態把握、及び支援体制についてなんら具体的な策定をしていない（甲第137号証）。とすれば、伊方原発事故の際には、福島原発事故と際と同様に、屋内退避指示の長期化による生活破壊が発生する蓋然性が極めて高いものと言わざるを得ない。

第7 まとめ

以上、論じたとおり、伊方原発において事故が発生した場合、その避難ないし救援には相当の困難が発生する蓋然性が高いものというべきである。

そして、その避難の困難性は、防災対策の不十分性として伊方原発の危険性そのものに他ならず、一旦事故が発生した場合における放射能拡散による健康被害の拡大、生活破壊という人格権侵害を引き起こすものである。

以上